

文教委員会資料②

1 令和6年第4回定例会提出予定議案の説明

- (5) 議案第175号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

こども未来局

(令和6年11月22日)

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																				
○川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例 平成26年9月5日条例第34号 (職員の数等) 第6条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。 2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th><th>員数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 満4歳以上の園児</td><td>おおむね25人につき1人</td></tr> <tr> <td>2 満3歳以上満4歳未満の園児</td><td>おおむね15人につき1人</td></tr> <tr> <td>3 満1歳以上満3歳未満の園児</td><td>おおむね6人につき1人</td></tr> <tr> <td>4 満1歳未満の園児</td><td>おおむね3人につき1人</td></tr> </tbody> </table> 備考 1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び附則第9項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第8項において準用する場合を含む。)の登録(以下この項において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教	園児の区分	員数	1 満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人	2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人	3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人	4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人	○川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例 平成26年9月5日条例第34号 (職員の数等) 第6条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。 2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th><th>員数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 満4歳以上の園児</td><td>おおむね25人につき1人</td></tr> <tr> <td>2 満3歳以上満4歳未満の園児</td><td>おおむね15人につき1人</td></tr> <tr> <td>3 満1歳以上満3歳未満の園児</td><td>おおむね6人につき1人</td></tr> <tr> <td>4 満1歳未満の園児</td><td>おおむね3人につき1人</td></tr> </tbody> </table> 備考 1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び附則第9項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第8項において準用する場合を含む。)の登録(以下この項において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教	園児の区分	員数	1 満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人	2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人	3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人	4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人
園児の区分	員数																				
1 満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人																				
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人																				
3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人																				
4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人																				
園児の区分	員数																				
1 満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人																				
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人																				
3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人																				
4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人																				

改正後	改正前
論の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 2 この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める員数を合算した数とする。 3 この表の第1項及び第2項に係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。 4 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。 4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第14条第1項において読み替えて準用する川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第46条（後段を除く。第8条第3項において同じ。）の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。 5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。 （1） 副園長又は教頭 （2） 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 （3） 事務職員 附則 （施行期日） 1 略 2～3 略 （幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例） 4 施行日から起算して12年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。	論の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 2 この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める員数を合算した数とする。 3 この表の第1項及び第2項に係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。 4 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。 4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第14条第1項において読み替えて準用する川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第46条（後段を除く。第8条第3項において同じ。）の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。 5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。 （1） 副園長又は教頭 （2） 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 （3） 事務職員 附則 （施行期日） 1 略 2～3 略 （幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例） 4 施行日から起算して10年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。